

奈良県訓令第3号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月一日から施行する。

平成二十五年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表の出先機関における記号の表中

奈良県流域下水道センター

新ナ

を

奈良県流域下水道センター

新ナ

幹線街路整備事務所

環 機

に改める。